

**平成 32 年 4 月 1 日開設
認可保育所の整備に係る提案募集**

【H30 年 10 月 2 日更新】

江戸川区

3. 応募資格

(1) 東京都の認可保育所認可基準^{*}を満たす見込みがあること

^{*}東京都児童福祉施設の整備及び運営の基準に関する条例、同条例施行規則、保育所設置認可等事務取扱要綱、東京都保育所設備・運営基準解説

(都 HP http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kodomo/hoiku/ninka/n_syousai.html)

(2) 事業者の要件

法人格を有しており、東京都、千葉県、神奈川県、埼玉県で、以下のいずれかの施設を「3年以上」運営していること。(平成30年4月1日現在)

- (ア) 認可保育所
- (イ) 認定こども園
- (ウ) 自治体の認証又は認定を受けた保育施設
- (エ) 小規模保育事業

(3) 保育施設の運営を適正に行っていること

法人が運営している保育施設等において、所管庁が実施する直近の監査、指導検査で重大な文書指摘を受けていないこと。

4. 問合せ

問合せは「3. 応募資格」を有する『**保育事業者**』の方に限定します。**設計会社、不動産業者等の問合せはお断りします。**

また、土地・施設所有者の資産活用の選択肢の一つとして保育事業を考えているといった時点での提案はお断りします。**保育事業が確実に実施できること**を前提とした提案としてください。

提案の際は、締切日の1週間前までにご連絡のうえ、締切日までに区役所へお越しいただき、ご説明をお願いします。

なお、資料の送付は事前にお電話いただければ、メール (kosodateshien@city.edogawa.tokyo.jp 子育て支援課計画係宛て) 又は郵送でも結構です。その後、締切日までに区役所にて必ずご説明をお願いします。締切日直前は大変混み合うことが予想されますので、余裕をもつての来庁をお願いします。

問合せ時の送付資料

- 保育事業者の法人概要 (案内パンフレット、定款、財務関係書類 (予算書・決算書) など)
- 法人が運営している保育施設等の所管庁が実施した監査、指導検査の結果の写し
- 施設予定地の案内図 (最寄駅、代替遊戯場、周辺環境がわかるもの)
- 施設予定地の配置図 (隣地の状況等がわかるもの)
- 施設の平面図
 - ・ 避難経路を記載してください。保育を実施する年齢毎の部屋から、避難通路が「2か所2方向」確保できる計画としてください。
 - ・ 各保育室にロッカーや棚等、有効面積と必要面積、手洗い設備、その他沐浴設備などを記載してください。
 - ・ 区を選定後の平面図プラン変更は、原則認められないため、十分に検討をしてください。
- 施設の予定定員数 (年齢区分毎)
- 開園時間 (基本、延長時間)
- 施設計画スケジュール (工期、認可申請、周辺説明など)

- 既存物件の場合は、建築確認申請書・確認済証及び検査済証の写し
- 近隣への説明状況資料（説明の範囲、近隣の反応等がわかる資料、近隣への配布資料等）
- ※ 提案締切日までに、保育所の設置計画を近隣の方へ説明してください。
- 書類提出時とヒアリングの際に近隣への説明状況をお伺いします。
- 給食関係資料（給食の提供方法（直営、委託）、アレルギー児に対してどのような対応をするか等）
- 障害児対応（障害児の受入れに対する考え方、受入れ体制や実績等がわかる書類）
- 人材育成（人材育成への考え方、研修実績や育成体制等がわかる書類）
- 本部のサポート（各園への本部としてのサポート体制等がわかる書類）
- 本提案園の園長選定（貴法人出身者を選定、外部から採用等 ※見込みで結構です）

5. 補助概要

「江戸川区認可保育所設置促進事業費等補助要綱」に基づき、補助を行います。下記の内容は、平成29年度要綱となりますので、目安としてご検討ください。ただし、国・都の補助制度を前提としているため、今後改正や見直しがあった場合には補助金額等が変動する場合があります。

当該整備に係る予算措置は、平成31年3月の第1回区議会定例会の議決を経て決定します。

I 施設整備費

(1) 自己所有物件による整備の場合

以下の金額を比較し、いずれか少ない金額に「16分の15」を乗じた額

- (a) 施設整備に係る補助対象経費のうち、設置者の実支出額
- (b) 下記(ア)～(エ)の総額

(ア)定員規模による定額（※一部抜粋）	定員 31～40 名	131,400 千円
	定員 41～70 名	149,800 千円
	定員 71～100 名	194,500 千円
	定員 101～130 名	234,000 千円
(イ)設計料加算	(ア)の5%	
(ウ)開設準備費加算（※一部抜粋）	定員 31～40 名	33 千円×増加定員
	定員 41～70 名	28.5 千円×増加定員
	定員 71～100 名	22.5 千円×増加定員
	定員 101～130 名	19.5 千円×増加定員
(エ)土地借料加算	43,650 千円	

【モデル例】 60名定員の保育所 ※ (b) の場合

$$\begin{array}{l}
 \text{(ア)} \quad 149,800 \text{ 千円} \\
 \text{(イ)} \quad 149,800 \text{ 千円} \times 0.05 = 7,490 \text{ 千円} \\
 \text{(ウ)} \quad 27 \text{ 千円} \times 60 \text{ 名} = 1,710 \text{ 千円} \\
 \text{(エ)} \quad 43,650 \text{ 千円}
 \end{array}
 \left. \vphantom{\begin{array}{l} \text{(ア)} \\ \text{(イ)} \\ \text{(ウ)} \\ \text{(エ)} \end{array}} \right\} 202,650 \text{ 千円} \times \frac{15}{16} = 189,984 \text{ 千円 (補助額)}$$

(2) 賃貸物件による整備の場合

① **施設整備費（内装工事）** は以下の金額を比較し、いずれか少ない金額に「16分の15」を乗じた額

- (a) 施設改修に係る補助対象経費のうち、設置者の実支出額
- (b) 定員区分に応じた金額（※一部抜粋）

定員区分	金額
定員 31～40 名	131,300 千円
定員 41～70 名	149,800 千円
定員 71～100 名	194,600 千円
定員 101～130 名	234,000 千円

② **初度物品費（備品）** は以下の金額を比較し、いずれか少ない金額に「16分の15」を乗じた額

- (a) 初度物品に係る補助対象経費の実支出額
- (b) ①の補助基準額に「40分の1」を乗じた額

③ **建物の賃借料補助** は以下の通りです。 **※（ア）は江戸川区独自の単独補助制度**

(ア) 「賃貸借契約日」から「内装工事の着工日」までの賃借料補助（着工日含まず）

補助期間：最大5か月間

補助率：1/2

補助対象上限額：1,378千円/月額

※ 保育事業者として、計画承認を受けてからの期間が対象となります。

(イ) 「内装工事の着工日」から保育所開設日の前日までの賃借料補助

以下の金額を比較し、いずれか少ない金額に「8分の7」を乗じた額

- (a) 家賃（10か月の範囲内で、開園日の前日まで）+礼金（月額家賃の最大2か月分まで）
- (b) 41,000千円

【モデル例】 60名定員の保育所（家賃1,000千円/月の場合）

$$\begin{array}{l}
 \text{① } 149,800 \text{ 千円} \times 15/16 = 140,437 \text{ 千円} \\
 \text{② } 149,800 \text{ 千円} \times 1/40 \times 15/16 = 3,510 \text{ 千円} \\
 \text{③ (ア) } 1,000 \text{ 千円/月} \times 5 \text{ か月} \times 1/2 = 2,500 \text{ 千円} \\
 \quad \text{(イ) } \{1,000 \text{ 千円} \times (10 \text{ か月} + 2 \text{ か月})\} \times 7/8 = 10,500 \text{ 千円}
 \end{array}
 \left. \vphantom{\begin{array}{l} \text{①} \\ \text{②} \\ \text{③} \end{array}} \right\} 156,947 \text{ 千円 (補助額)}$$

II 運営費補助

(1) 江戸川区の運営費補助（独自加算） ※ H29 要綱の内容となります。

○ 江戸川区私立保育所経費加算要綱（概要）

(1) 人件費加算

区分	趣旨	単価	備考
(ア) 0歳児保育加算	看護師等の配置に要する経費	①月額 499,700 円 ②月額 248,950 円	①常勤 ②非常勤
	調理員の増配置に要する経費	月額 361,300 円	0歳児定員が6名以上 1名分を上限とする
(イ) 11時間開所加算	保育士の配置に要する経費	月額 455,800 円	定員が60人以下 1名分 定員が61人以上 2名分
	パート保育士の配置に要する経費	月額 106,740 円	朝夕の園児数から必要人数を算定
(ウ) 産休等代替職員加算	代替職員の配置に要する経費	日額 7,900 円	代替職員 1人あたり
(エ) 職員処遇加算	職員の研修、被服等のための経費	月額 5,000 円	基準職員 1人あたり
(オ) 処遇改善加算	処遇改善のための経費	月額 10,000 円	常勤保育士、看護師等 1人あたり

(2) 運営費加算

区分	単価	備考
(ア) 一般保育所対策費加算	別表による	毎月初日の園児数により算定
(イ) 行事等保育内容充実費加算	3歳未満児 月額 5,150 円	毎月初日の園児数により算定
	3歳以上児 月額 2,880 円	

(3) 施設加算

区分	単価	備考
(ア) 保育振興費加算	下記のいずれか高い額 ① (3歳未満児定員×3,500円×12月) + (3歳以上児定員×2,700円×12月) ② (3歳未満児在籍児×3,500円×12月) + (3歳以上児在籍児×2,700円×12月)	4月に年額を支弁

(4) 特別事業加算

区分	単価	備考
(ア) 障害児保育加算	月額 106,740 円	区が認定した障害児 1人あたり

○ 江戸川区私立保育所延長保育補助要綱（概要）

延長保育を実施するにあたり、以下の経費に対し補助を行う

- (1) 保育士の配置費・・・延長保育を実施する時間に保育士を配置するための経費
- (2) 補助費・・・児童の補食、暖房及び教材等に要する経費

標準時間認定延長保育（延長1時間の補助基準額）

延長児童数	補助額（月額）	人数加算	（さらに1時間延長したときの補助基準額）
1人	110,150円	0	25,750円
2人	114,150円	0	25,750円
3人	221,180円	0	25,750円
4人	225,180円	0	25,750円
5人	229,180円	0	25,750円
6人	435,240円	14,280円	30,900円
7人	435,240円	28,630円	36,050円
・	・	・	・
・	・	・	・
・	・	・	・
・	・	・	・
30人	435,240円	357,600円	154,500円

短時間認定延長保育

延長時間区分	短時間認定児1人当たり年額
1時間	17,200円
2時間	34,400円
3時間	51,600円

○ 江戸川区私立保育所一時保育補助要綱（概要）

一時保育を実施するにあたり、以下の経費に対し補助を行う

- (1) 保育士の配置費・・・一時保育を実施するために保育士を配置するための経費
- (2) 実績加算・・・利用児童の増加に応じて必要となる経費

区分	保育士の配置費	実績加算
一時保育専用室実施保育所	月額 320,220円	4時間を超える利用1件当たり 2,000円
一時保育スペース実施保育所	月額 213,480円	4時間以内の利用1件当たり 1,000円

○ 江戸川区保育所等賃借料補助金交付要綱（概要）

保育所の開設後の運営の安定化を図るため、開設後5年以内の賃借料（礼金を含み、敷金を除く）の一部を補助する。

実支出額と下表の補助基準額を比べて少ない額に8分の7を乗じて得た額

開設後年数	補助基準額（年額）
1年目	15,000千円
2年目	15,000千円
3年目	15,000千円
4年目	7,500千円
5年目	7,500千円

ただし、公定価格の賃借料加算や同種の補助金を受けている場合は、その額を除く。

○ 江戸川区保育従事職員宿舍借り上げ支援事業補助金交付要綱（概要）

内 容	保育従事職員向けに宿舍・住戸を借り上げた事業者に対する家賃補助
補助基準額	月額82,000円の範囲内 (園が保育従事職員から自己負担を徴収する場合はその金額を除く)
補助率	8分の7
補助対象者	常勤の「保育士」及び「看護師」

(※ 区HP例規集 <http://www5.e-reikinet.jp/cgi-bin/edogawa/>)

(2) 保育士確保の取り組み

- 月 額 82,000円を上限に家賃補助
- 月 額 50,000円の処遇UP (区独自補助:1万円+都キャリアアップ補助:4万円)
- 就職祝品 50,000円 (区内共通商品券) プレゼント

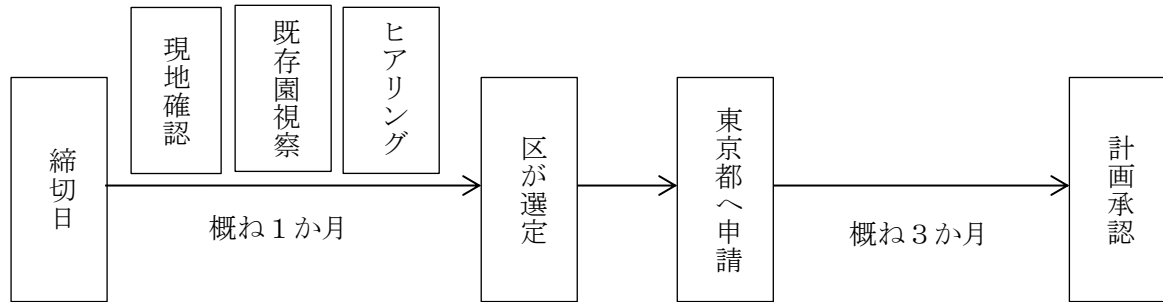
(<http://www.city.edogawa.tokyo.jp/kosodate/kosodate/oshigoto/hoikushishien.html>)

6. 募集締切

下記の締切日ごとにあった提案の中で、江戸川区が現地確認・既存園の視察・ヒアリング等を行い、概ね1か月程度で保育事業候補者を選定します。同地区で複数の提案があった場合は、総合的に判断し優劣を決めます。

選定後は、別途必要書類を求めたうえで認可権者である東京都に計画承認申請をします。その後、東京都と必要な手続きを経て概ね3か月後に保育所設置計画を承認します。

なお、江戸川区が希望する整備（定員）数に達した地域は、その旨をHPに公表し募集を中止します。



第1次締切日	平成30年 9月28日（金）午後4時
第2次締切日	平成31年 1月31日（木）午後4時
第3次締切日	未定

7. その他

- 開設までのスケジュールは「平成32年4月1日にむけた認可保育所整備スケジュール」を参考にしてください。
- 締め切り後、提案した保育事業者の方が運営している既存の保育所等を視察いたします。日時等のご相談させていただきます。
- 入園を希望する保護者に園運営の考え方をご理解いただくため、平成31年10月以降に保育事業者による入園説明会（会場の手配含む）及び入園申込書の受付事務をお願いしています。詳しくは選定後にご説明いたしますが、提案にあたりこの制度にご協力いただけることが前提となりますので、ご不明な点があれば事前にご確認ください。なお、この取扱いは毎年同様となります。
- 江戸川区内の認可私立保育園では、全園が参加する「認可私立保育園園長会」を組織し、全園的な課題に取り組む、また地域貢献活動にも参加しています。江戸川区も園長会とのつながりを重視し、互いに協力し歩んできた長い歴史があります。提案にあたり、園長会への加入及び積極的な参加をお願いすることとなりますのでご理解ください。ご不明な点は事前にご確認ください。

8. 問合せ先

〒132-8501 江戸川区中央1-4-1

江戸川区子ども家庭部子育て支援課計画係 担当：檜原・伊藤

電話 03-5662-0659（直通）

E-mail kosodateshien@city.edogawa.tokyo.jp

平成32年4月1日にむけた認可保育所整備スケジュール

